

東京地方裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 差押処分取消請求事件

国側当事者・国（関東信越国税局長）

令和2年2月5日棄却・確定

判 決

原告	X
同訴訟代理人弁護士	北村 行夫 佐賀 博美
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	三好 雅子 関東信越国税局長 栗原 一福
同指定代理人	荒木 佑馬 大岡 仁 倉田 将幸 猪股 翔太 鈴木 昭弘 坪谷 藤之 倉澤 正美 坂村 有香子 岩淵 裕介

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

関東信越国税局長が原告に対し平成30年3月26日付けでした別紙1財産目録記載の不動産の差押処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、熊谷税務署長から徴収の引継ぎを受けた関東信越国税局長から、別紙2滞納税金目録記載の過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に係る滞納処分として別紙1財産目録記載の不動産の差押処分（以下「本件差押処分」という。）を受けたところ、当該加算税に係る各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）が無効な処分であり、それに基づく督促処分（以下「本件督促処分」という。）が違法な処分であった旨主張し、これらの処分を前提とする本件差押処分も違法であるとしてその取消しを求める事案である。

- 1 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる。）

(1) 本件各賦課決定処分及び本件督促処分に至る経緯

ア 原告は、食肉牛肥育農家であり、平成12年から平成18年までの間、社団法人A（以下「A」という。）から肉用牛売却証明書（以下「本件各売却証明書」という。）の発行を受けて、肉用牛の取引（以下「本件取引」という。）を行い、肉用牛の売却により生じた事業所得に対する所得税について租税特別措置法（以下「措置法」という。）25条1項による免税措置を受けていた。

その後、原告は、熊谷税務署調査担当職員から本件各売却証明書が無効であったとして修正申告をするよう指導を受けたことから、平成12年分から平成18年分までの所得税について、平成20年2月5日、熊谷税務署長に対し、修正申告書を提出した（以下、これを「本件各修正申告」という。）（乙1～7）。

イ 熊谷税務署長は、平成20年2月15日、本件各修正申告に基づき、原告に対し、別紙3「賦課決定処分」欄記載のとおり、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の各賦課決定処分（本件各賦課決定処分）をした（乙8～14）。

ウ 熊谷税務署長は、原告が本件各賦課決定処分に係る各加算税を期限までに納付しなかったことから、平成20年4月25日付けで、原告に対し、督促状によりそれらの納付の督促（本件督促処分）をした（乙15）。

(2) 本件各賦課決定処分の無効確認及び本件督促処分の取消しを求める訴訟等の経緯

ア 原告は、平成20年6月23日、熊谷税務署長に対し、本件督促処分について異議申立てをしたが、同署長は、同年8月22日付けで、同異議申立てを棄却する旨の決定をした（乙16、17）。

イ 原告は、平成20年9月22日、国税不服審判所長に対し、本件督促処分について審査請求をしたが、同所長は、平成22年6月24日付けで、同審査請求を棄却する旨の裁決をした（乙18、19）。

ウ 原告は、平成22年12月20日、国を相手に、本件督促処分の取消しを求める訴えを東京地方裁判所に提起し（同裁判所平成●●年（〇〇）第●●号）、その後、同訴えに、①本件各修正申告が有効な本件各売却証明書を無効と誤信した錯誤により無効であり、これにより納付した本税及び延滞税が誤納金であるとして、それらの金員及び還付加算金の返還を求める請求並びに②本件各修正申告を前提とする本件各賦課決定処分が無効であることの確認を求める請求を追加した（同裁判所平成●●年（〇〇）第●●号）が、平成24年3月21日、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決の言渡しを受け、同判決（以下「前訴判決」という。）は、同年9月27日の東京高等裁判所の控訴棄却判決（同裁判所平成●●年（〇〇）第●●号）を経て、確定した（甲4、5、乙20、21）。

前訴判決は、本件各売却証明書が措置法25条1項の適用を受けることができること等を証する書類として有効なものか否かという争点について、本件取引は、B（以下「B」という。）がC株式会社（以下「C」という。）に原告の牛枝肉全量を売却した取引であり、本件各売却証明書は同項の適用を受けることができる取引がされたことを証明したものとはいえず、同条4項に規定する書類として有効なものとはいえない旨判断し、本件各修正申告に錯誤はないから、本件各賦課決定処分が無効であるとはいえず、本件督促処分も適法である旨判示した（控訴審判決も同旨）（甲4、5）。

(3) 損害賠償訴訟の経緯

原告は、本件各売却許可証明書が無効であると判断されたため、措置法25条1項に基づく免税措置を受けられなかったとして、A及びCを相手に、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えをさいたま地方裁判所熊谷支部に提起した（同支部平成●●年（○○）第●●号）が、平成27年2月27日、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決の言渡しを受け、同判決は、同年9月7日の東京高等裁判所の控訴棄却判決（同裁判所平成●●年（○○）第●●号。以下「別件控訴審判決」という。）を経て、確定した（甲6、7）。

別件控訴審判決においては、本件取引が原告とCとの間でされたものであったこと、Bは原告の代理人であったことが、当事者間に争いがない事実と認定されている（甲7）。

（4）本件差押処分の経緯等

ア 熊谷税務署長から徴収の引継ぎを受けた関東信越国税局長は、本件各賦課決定処分に係る各加算税を徴収するため、平成30年3月26日付けで、原告が所有する不動産の差押処分（本件差押処分）を行った（乙22、23の1～12）。

イ 原告は、平成30年6月12日、国税不服審判所長に対し、本件差押処分について審査請求をしたが、同所長は、平成31年1月22日付けで、同審査請求を棄却する旨の裁決をした（甲2、乙24）。

ウ 原告は、令和元年7月18日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

2 争点及びそれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件差押処分の適法性であるところ、原告が本件差押処分の違法事由として、本件各賦課決定処分の無効及び本件督促処分の違法を主張することが前訴判決の既判力に抵触するか否かが争われており、これらの点に関する当事者の主張の要旨は、以下のとおりである。

（原告の主張）

前訴判決においては、本件取引の売主は原告ではなくBと認定された上、実際の売主ではない原告が記載されていた本件各売却証明書は措置法25条4項の書類として有効とはいえないから、本件取引は同条1項の免税措置の適用要件を満たさないとされていたが、その後の別件控訴審判決においては、本件取引の売主は原告であると認定されており、前訴判決には重大な事実誤認がある。

このように、前訴判決に係る訴訟手続において、裁判所の重大な事実誤認があったことにより、原告は十分な主張立証が行えない状況にあったものであり、既判力による制限の前提となる手続的保障が与えられていなかった。よって、本件各賦課決定処分が無効であり、本件督促処分が違法であるとの原告の主張は、前訴判決の既判力によって遮断されるものではない。

そして、上記のとおり、本件取引の売主は原告であり、本件各売却証明書は措置法25条4項の書類として有効な証明書であって、本件取引は同条1項の免税措置の適用要件を満たしていたから、本件取引に同項の適用がないことを前提とする本件各賦課決定処分は、課税要件を満たさない無効な処分であり、それに基づく本件督促処分及びこれらを前提とする本件差押処分はいずれも違法な処分である。

よって、本件差押処分は取り消されるべきである。

（被告の主張）

- （1）前訴判決は、本件各賦課決定処分の無効確認及び本件督促処分の取消しを求める原告の請求を全部棄却する旨の判決であり、その確定により、本件各賦課決定処分に無効事由がないこと及び本件督促処分に違法事由がないことが既判力をもって確定している。よって、本件

訴訟において、本件各賦課決定処分の無効及び本件督促処分の違法を理由に本件差押処分の違法を主張することは、前訴判決の既判力に抵触し、許されない。

そして、本件差押処分は、国税徴収法に基づいて行われたものであり、その手続に何ら瑕疵はないから、本件差押処分は適法である。

- (2) 仮に、別件控訴審判決において、本件取引につき前訴判決と異なる事実認定がされたとしても、前訴判決に係る訴訟手続において、原告による十分な主張立証が妨げられたような事情は存しないから、本件訴訟において、原告が本件各賦課決定処分の無効及び本件督促処分の違法を主張することは、前訴判決に係る訴訟手続において原告が主張し、裁判所により判断されたことの蒸し返しにほかならず、訴訟上の信義則に反し許されない。

第3 当裁判所の判断

- 1 原告が取消しを求めている本件差押処分は、本件各賦課決定処分及び本件督促処分に係る過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を滞納税金として行われたものであるところ、前提事実(2)ウのとおり、原告が、本件訴訟に先立ち、本件訴訟の被告である国を相手に本件各賦課決定処分の無効確認及び本件督促処分の取消しを求めて提起した訴訟において、原告のこれらの請求をいずれも棄却する旨の判決(前訴判決)がされ、その確定により、既判力をもって、本件各賦課決定処分に無効事由がないこと及び本件督促処分に違法事由がないことが確定されている。

したがって、本件訴訟において、本件差押処分の違法の有無の前提問題として、本件各賦課決定処分が無効であること及び本件督促処分が違法であることを主張することは、前訴判決の既判力に抵触し許されないと解される。

- 2 これに対し、原告は、前訴判決には、別件控訴審判決が当該訴訟の当事者であった原告とA及びCとの間に争いが無い事実として認定した事実と異なる事実を認定していたという重大な事実誤認があったから、原告は、前訴判決に係る訴訟手続において、十分な主張立証の手続的保障が与えられておらず、前訴判決の既判力による主張制限の前提を欠いている旨主張する。

しかしながら、前訴判決で認定された事実が、後に別の訴訟当事者間で争いが無いとされた事実と異なっているからといって、そのことから直ちに前訴判決に事実誤認があったことになるものではないことは明らかであり、また、仮に前訴判決に事実誤認があったとしても、そのことから直ちに原告に十分な主張立証の手続的保障が与えられていなかったことになるものではないから、原告の上記主張はその前提を誤るものとして失当である。

- 3 そうすると、本件各賦課決定処分の無効及び本件督促処分の違法を理由に本件差押処分の違法をいう原告の主張を採用することはできず、その他、本件差押処分が違法であることを基礎付ける事情は見当たらない。

第4 結論

以上によれば、本件差押処分は違法とは認められず、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 古田 孝夫

裁判官 高田 公輝

裁判官 中野 晴行

別紙1、別紙2 省略

(単位：円)

区分		確定申告	第一次修正申告	第二次修正申告	賦課決定処分	
平成 12 年 分	年月日等	(期限内)	/	平成20年2月5日	平成20年2月15日	
	総所得金額 (事業所得の金額)	0		49,835,469	—	
	納付すべき税額	0		14,853,800	—	
	重加算税の額	—		—	5,197,500	
平成 13 年 分	年月日等	(期限内)	/	平成20年2月5日	平成20年2月15日	
	総所得金額 (事業所得の金額)	△34,371,491		12,012,336	—	
	納付すべき税額	0		1,438,400	—	
	過少申告加算税の額	—		—	13,000	
	重加算税の額	—		—	455,000	
平成 14 年 分	年月日等	(期限内)	/	平成20年2月5日	平成20年2月15日	
	総所得金額 (事業所得の金額)	0		34,107,254	—	
	納付すべき税額	0		9,183,900	—	
	重加算税の額	—		—	3,213,000	
平成 15 年 分	年月日	平成16年3月29日	平成18年12月22日	平成20年2月5日	平成20年2月15日	
	総所得金額	524,610	4,752,315	21,784,597	—	
	内 訳	事業所得の金額	524,610	4,660,848	21,693,130	—
		不動産所得の金額	—	91,467	91,467	—
	納付すべき税額	0	258,200	4,756,200	—	
	無申告加算税の額	—	—	—	582,000	
重加算税の額	—	—	—	244,000		
平成 16 年 分	年月日等	(期限内)	平成18年12月22日	平成20年2月5日	平成20年2月15日	
	総所得金額	735,855	8,620,631	36,982,992	—	
	内 訳	事業所得の金額	△13,671	7,833,725	36,196,086	—
		不動産所得の金額	740,299	777,679	777,679	—
		雑所得の金額	9,227	9,227	9,227	—
	納付すべき税額	0	812,300	10,243,300	—	
	重加算税の額	—	—	—	3,300,500	

区分		確定申告	第一次修正申告	第二次修正申告	賦課決定処分	
平成 17 年 分	年月日等	(期限内)	平成18年12月22日	平成20年2月5日	平成20年2月15日	
	総所得金額		0	567,288	38,412,891	—
	内 訳	事業所得の金額	0	207,038	38,052,641	—
		不動産所得の金額	—	360,250	360,250	—
	納付すべき税額		△39,264	△39,264	10,708,300	—
	重加算税の額		—	—	—	3,759,000
平成 18 年 分	年月日等	(期限内)	/	平成20年2月5日	平成20年2月15日	
	総所得金額			313,497	24,622,304	—
	内 訳	事業所得の金額		221,611	24,530,418	—
		雑所得の金額		91,886	91,886	—
	納付すべき税額			△21,879	5,926,400	—
	過少申告加算税の額			—	—	53,000
	重加算税の額			—	—	1,897,000

- (注) 1 「事業所得の金額」欄は、措置法第25条の規定により免除される所得税に係る事業所得の金額を控除した後の金額である。
- 2 「事業所得の金額」欄の△印は、損失金額を、「納付すべき税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額をそれぞれ示す。
- 3 平成17年分の「確定申告」欄の金額は、減額の更正処分後の金額である。